

異議申立書

東京都新宿区若葉

申立人 ローレンス・レペタ

(Lawrence Repeta)

被告人加藤番に対する所得税法違反被告事件につき昭和五八年一月一八日及びそれ以降の全公判期日（判決宣告期日を含む）において私が公判廷でメモを行なうことを禁止するとの昭和五八年一月一七日付（昭和五八年一月一八日告知）の裁判長の命令に対し、刑事訴訟法にもとづき異議を申し立てます。

（申立の理由）

憲法第八二条第一項、第二項、第二一条第一項は、裁判を傍聴する権利を何人に対しても保障したものであり、この権利には公判廷においてメモを取る権利を含むものである。ところが、本件命令は、何ら合理的理由なくして申立人のメモの権利を侵害し、違憲である。

甲第五

昭和五八年一月一九日

右申立人 レペタ ローレンス

*Lawrence Repeta*

東京地方裁判所刑事第二〇部 御中